

本件事故当時、大熊町に居住しており、自主的避難等対象区域に避難した申立人らが、精神的損害、生活費増加費用及び移動費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目
- ① 精神的損害（「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」第3の6（指針）I）①記載の損害）
 - ② 避難指示等対象区域内の住居から自主的避難等対象区域内に避難して滞在した子供の生活費の増加費用、精神的苦痛及び移動費用（「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」第2〔損害項目〕（指針）IV）②記載の損害）

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、それぞれ金1,420,000円の合計金4,260,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）① 第1項①の損害 1,020,000円
② 第1項②の損害 400,000円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、それぞれ金920,000円の合計金2,760,000円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、

その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、申立人らと被申立人との間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名又は記名押印の上、申立人代理人Aが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月30日

(仲介委員長 安藤武久、仲介委員 丸山裕司、同 中野剛史)